

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年7月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500024号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500010号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和39年4月1日、喪失年月日を同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

昭和39年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年4月1日から同年5月1日まで

昭和39年4月1日から同年5月1日まで、Bの身分の者としてA事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C共済組合連合会が保管する請求者の人事記録によると、請求者は、昭和39年4月1日から同年4月30日までBの身分の者としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び請求者が所持する厚生年金保険被保険者証によると、請求者は、昭和39年4月1日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記記号番号払出簿には、請求者と同日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、記号番号の払出しを受けている128人について、「払出し後に資格を取り消したものと思われる」旨の記載が見られるが、取消処理を行う合理的な理由は無く、被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和39年4月1日、喪失年月日は同年5月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、C共済組合連合会が保管する請求者の人事記録の記載から、1万2,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500027号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500011号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成15年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年8月の標準報酬月額については26万円から28万円とする。

平成15年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年5月1日から平成17年11月26日まで

私が所持しているA社の給与明細書の内容と厚生年金保険の記録の標準報酬月額が異なっているので、請求期間について調査の上、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち平成15年8月については、請求者が保管するA社の給与明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(26万円)を超える報酬月額(28万7,500円)の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(28万円)より高い標準報酬月額(47万円)に見合う厚生年金保険料(3万2,592円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、請求期間のうち平成 15 年 8 月に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額から、28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしているが、請求者に係る平成 16 年 8 月分及び平成 17 年 8 月分の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び請求者が保管する給与明細書によると、事業主は、各変更届の算定対象月について、請求者の基本給のみを報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できる。また、給与明細書と上記変更届の内容が比較できる期間以外の請求期間についても、請求者が保管する給与明細書で確認できる基本給に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、平成 15 年 8 月の標準報酬月額についても、事業主は上記変更届と同様に、請求者の基本給を報酬月額として届け出たものと推認できる。その結果、社会保険事務所は、同年 8 月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 9 年 5 月から平成 15 年 2 月までの期間及び平成 16 年 1 月については、給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料が無く、平成 15 年 3 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月から同年 12 月までの期間及び平成 16 年 2 月から平成 17 年 10 月までの期間については、給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又はそれよりも低い額となることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500044号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500012号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(平成20年2月26日にB社から名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成20年4月1日から同年2月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を11万円、同年3月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成20年2月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年2月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、当該期間のうち、請求者のA社における平成20年4月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成24年3月1日から平成26年10月7日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年4月から同年7月までの標準報酬月額は18万円から20万円、同年8月から平成22年8月までの標準報酬月額は18万円から19万円、平成24年3月から平成26年9月までの標準報酬月額は18万円から22万円とする。

請求期間②のうち、平成20年4月から平成22年8月までの期間及び平成24年3月から平成25年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年4月から平成22年8月までの期間及び平成24年3月から平成25年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②のうち、平成25年2月から平成26年9月までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間②については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 20 年 4 月 1 日から平成 26 年 10 月 7 日まで

請求期間①について、私は、A社に平成 20 年 2 月 1 日から勤務しており、同年 2 月及び同年 3 月の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、同年 2 月 1 日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の被保険者記録では、A社における標準報酬月額が 18 万円となっているが、給与明細書の報酬月額と相違しているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の年金記録の訂正を請求しているが、訂正の根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、訂正請求日において保険料請求権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえて、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、請求期間①及び②のうち平成 20 年 2 月 1 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、請求期間②のうち同年 2 月 1 日から平成 26 年 10 月 7 日までの期間については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①について、請求者に係る雇用保険の記録及び請求者から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、請求者がA社に平成20年2月1日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者から提出のあった給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成20年2月は11万円、同年3月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、請求期間①に係る請求者の届出や保険料納付について、回答は得られないが、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が平成20年4月1日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②のうち、平成20年4月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成24年3月1日から平成25年2月1日までの期間について、請求者から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（18万円）を超える報酬月額（平成20年4月から同年7月までの期間は20万6,000円、同年8月から平成22年8月までの期間は19万8,000円、平成24年3月から同年11月までの期間は21万3,000円、同年12月及び平成25年1月は22万3,000円）の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（平成20年4月から平成22年8月までの期間は20万円、平成24年3月から平成25年1月までの期間は22万円）と同額又は相違する標準報酬月額（平成20年4月から同年7月までの期間は同額の20万円、同年8月から平成22年8月までの期間は低額の19万円、平成24年3月から同年7月までの期間及び同年9月から平成25年1月までの期間は同額の22万円、平成24年8月は高額の24万円）に見合う厚生年金保険料（平成20年4月から同年7月までの期間は1万4,996円、同年8月から平成21年4月までの期間は1万4,246円、同年5月から平成22年8月までの期間は1万4,582円、平成24年3月から同年7月までの期間は1万8,126円、平成24年8月から平成25年1月までの期間は1万9,080円）を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②のうち、平成20年4月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成24年3月1日から平成25年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出のあった当該期間に係る給与明細書により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成20年4月から同年7月

までは 20 万円、同年 8 月から平成 22 年 8 月までは 19 万円、平成 24 年 3 月から平成 25 年 1 月までは 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間②のうち、平成 20 年 4 月から平成 22 年 8 月までの期間及び平成 24 年 3 月から平成 25 年 1 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間②のうち、平成 25 年 2 月 1 日から平成 26 年 10 月 7 日までの期間について、請求者に係る雇用保険の記録、オンライン記録及び請求者から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、請求者は、当該期間も A 社に継続して勤務し、標準報酬月額の定時決定の基礎となる平成 24 年 4 月から同年 6 月までの期間、平成 25 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成 26 年 4 月から同年 6 月までの期間について、標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われたことが確認できる。その上、平成 25 年 2 月から平成 26 年 9 月までの期間に事業主により請求者へ支払われたと認められる報酬月額は、継続した 3 か月間の平均額に見合う標準報酬月額の等級が 2 等級以上変動した場合に適用となる随時改定に相当する額の変更が無いことが確認できる。

したがって、請求期間②のうち、平成 25 年 2 月から平成 26 年 9 月までの標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

一方、請求期間②のうち、平成 22 年 9 月 1 日から平成 24 年 3 月 1 日までの期間については、請求者から提出のあった当該期間に係る給与明細書により確認又は推認できる報酬月額（平成 22 年 9 月から平成 23 年 2 月までの期間は 19 万 8,000 円、同年 3 月から平成 24 年 2 月までの期間は 21 万 3,000 円）に見合う標準報酬月額（平成 22 年 9 月から平成 23 年 2 月までの期間は 20 万円、同年 3 月から平成 24 年 2 月までの期間は 22 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（18 万円）よりも高額であるものの、当該給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1 万 4,582 円）に見合う標準報酬月額（18 万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（18 万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500043号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500008号

第1 結論

昭和46年8月から昭和49年8月までの請求期間及び同年9月から昭和52年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年8月から昭和49年8月まで
② 昭和49年9月から昭和52年5月まで

請求期間①は、当時居住していたA市の自宅近隣で親しくしていた友人から勧められて国民年金(付加年金を含む。)に加入し、納付書で国民年金保険料を納めていた。

請求期間②は、A市からB市への転居後に、同市の納付書で国民年金保険料を納めていた。

昨年、総務省に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかったため、友人の証言を聞き、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和46年8月頃に、友人から勧められてA市役所C支所(当時)で国民年金(付加年金を含む。)の加入手続きを行い、納付書で国民年金保険料を納めていたとしている。

しかしながら、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる検索を行っても、請求者に対してA市で国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者に対して国民年金の加入を勧めたとする友人に照会したところ、昭和46年頃に国民年金への任意加入を勧めたことは記憶しているものの、国民年金保険料の納付については分からないとしている上、当該友人から請求者を通して提

供された資料を確認しても請求者の主張を裏付ける事実は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間①及び②当時、厚生年金保険被保険者の配偶者であったことから、国民年金の任意加入対象者であり、国民年金の加入手続を行った日が国民年金被保険者資格の取得日となるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号は、D社会保険事務所（当時）からB市に対して請求期間②の終期に当たる昭和52年5月11日に払い出されていることが確認できる。また、請求者が所持する年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に「昭和52年6月23日」と記載されていることから、請求者は、この日に国民年金の新規加入手続を行ったものと推認され、任意加入被保険者資格を取得する前の期間は未加入期間となり、制度上、請求期間①及び②の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付することはできない。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びB市の国民年金被保険者カードによれば、昭和52年5月以前の期間は国民年金保険料の納付を要しない期間とされており、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500003号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500013号

第1 結論

請求期間①について、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年5月頃から昭和59年3月頃まで
② 昭和59年4月頃から同年6月頃まで

請求期間①について、昭和57年5月頃から昭和59年3月頃まで、首都圏に所在したA社に季節労働者として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

同時期にA社と一緒に勤務した妻は、勤務期間のうちの一部期間であるが、昭和59年3月1日から同年4月1日まで同社において厚生年金保険の被保険者となっているので、請求期間①を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、昭和59年4月頃から同年6月頃まで、首都圏に所在し、A社の関連会社であったB社に季節労働者として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

同時期にB社と一緒に勤務した妻は、昭和59年4月1日から同年6月26日まで同社において厚生年金保険の被保険者となっているので、請求期間②を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の被保険者記録によれば、請求者は、請求期間①の一部期間において、複数回にわたり短期雇用特例被保険者としてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、昭和59年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の承継事業所であるD社は、「請求者の離職年月日から30年以上経過しており、当時の状況は、記録等が残っておらず不明である。」旨回答していることから、請求期間①当時の請求者に係る厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、請求者を含む同郷の季節労働者の世話役的な存在であったとする者は、「請求期間①当時、会社が合併等の問題で混乱しており、厚生年金保険の加入については、本人の希望により取扱いが異なった。」旨陳述していることから、A社は、必ずしも季節労働者を含む従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間①と同時期に、請求者と同じ雇用形態で勤務したとする同僚のオンライン記録を調査したところ、当該期間は国民年金に加入し、国民年金保険料の納付済期間又は申請免除期間と記録されている者が複数確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間①に請求者の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

また、請求期間①当時、A社が加入していたE健康保険組合は、請求者の加入記録は確認できない旨回答している。

請求期間②について、雇用保険の被保険者記録によれば、請求者は、昭和59年3月21日から同年6月20日までB社において短期雇用特例被保険者として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、「当時の資料は残されておらず、請求者について情報提供できる書類は無い。」旨回答している。

また、請求者を含む同郷の季節労働者の世話役的な存在であったとする者は、「請求期間②当時、会社が合併等の問題で混乱しており、厚生年金保険の加入については、本人の希望により取扱いが異なった。」旨陳述していることから、B社は、必ずしも季節労働者を含む従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間②と同時期に、請求者と同じ雇用形態で勤務したとする同僚のオンライン記録を調査したところ、当該期間は国民年金に加入し、国民年金保険料の納付済期間又は申請免除期間と記録されている者が複数確認できる。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間②に請求者の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番は無い。

また、請求期間②当時、B社が加入していたF厚生年金基金（現在は、G厚生年金基金）及びE健康保険組合は、請求者の記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500004号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年5月頃から昭和59年3月1日まで

昭和57年5月頃から昭和59年3月末まで、首都圏に所在したA社に季節労働者として勤務したが、厚生年金保険の加入記録は昭和59年3月1日から同年4月1日までとされているので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、請求者は、請求期間の一部期間において、複数回にわたり短期雇用特例被保険者としてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は昭和59年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の承継事業所であるB社は、「請求者の離職年月日から30年以上経過しており、当時の状況は、記録等が残っておらず不明である。」旨回答していることから、請求期間当時の請求者に係る厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、請求者を含む同郷の季節労働者の世話役的な存在であったとする者は、「請求期間当時、会社が合併等の問題で混乱しており、厚生年金保険の加入については、本人の希望により取扱いが異なった。」旨陳述していることから、A社は、必ずしも季節労働者を含む従業員全員について実際の勤務と同じ期間を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間と同時期に請求者と同じ雇用形態で勤務したとする同僚のオンライン記録を調査したところ、当該期間は国民年金に加入し、国民年金保険料の納

付済期間又は申請免除期間と記録されている者が複数確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者に係る記載内容に不自然な訂正等は見当たらない上、オンライン記録と一致している。

また、請求期間当時、A社が加入していたC健康保険組合は、請求者の加入記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500025号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500015号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和55年頃から平成10年頃まで
② 平成10年頃から平成15年頃まで

私は、請求期間①についてはA社、請求期間②についてはB社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、各請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、請求者は、当該期間の一部期間についてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、平成14年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会しても回答が無いことから、請求者の同社における勤務期間、厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

また、請求者は、請求期間①当時、Cの仕事をしていたと述べているところ、請求者の同僚の一人は、「請求期間①当時、Dの身分の者は日雇健康保険に加入していた。」と回答している上、他の複数の同僚も「ほとんどの人が季節労働者や日雇労働者であった。臨時の人は厚生年金保険に加入していなかった。」「本人の希望により厚生年金保険に加入していない人もいた。」旨回答していることから、請求期間①当時、A社では必ずしも全ての者を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録により、請求期間①においてA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、請求者の雇用保険の加入記録から、請求者は、当該期間の一部期間についてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社では、請求者は下請会社の者であり、直接同社では雇用しておらず厚生年金保険にも加入させていなかった旨述べている。

また、請求期間②において、B社で厚生年金保険に加入している者で、所在が確認できた4人に照会したところ、回答があった3人は請求者を知っていると回答しているものの、請求者は下請会社の従業員であり、厚生年金保険に加入していたか否かについては分からない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間②において国民年金に加入していることが確認できる上、平成11年11月1日から現在まで、E町において国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、請求期間②においてB社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500026号
厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年2月頃から同年9月頃まで
昭和45年2月頃から同年9月頃まで勤務したA社の厚生年金保険の記録が無いが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社に勤務したとしているところ、同社に係る請求者の雇用保険の加入記録は見当たらない上、同社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に同社において厚生年金保険に加入している者及び商業登記簿謄本で確認できる請求期間当時の取締役に対して照会を行ったところ、請求者を記憶している者はいないことから、同社における請求者の勤務実態を確認できない。

また、B社は、請求期間当時の資料は無いとしており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿によれば、昭和45年1月12日から同年10月31日までの期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

加えて、請求者は、A社から健康保険証をもらった記憶は無いとしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。